

別紙

諮問第557号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日私が110番通報した際作成された110番処理簿」の開示請求に対し、警視総監が平成28年4月26日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求に係る処分は、次のとおり違法、不当である。

審査請求人が公開を求める非開示部分は、審査請求人が本件事故に基づき損害賠償を求める相手方（原付バイクを移動させようとした者）及び事故関係者（駐車していた原付バイクの所有者②）に関する人定等の情報である。

本件事故の概要は、審査請求人が平成28年〇月〇日〇時頃、東京都内の特定の施設の駐車場内に同人所有の車両（オートバイ）を停車していたところ、相手方が審査請求人車両の二つ右隣に相手方車両（原付バイク）を停車させようとした際にふらつき、審査請求人車両と相手方車両の間に駐車されていた第三者車両（原付バイク）に寄り掛かり、同車両を巻き込む形で審査請求人車両の側へ倒れ込んで来た結果、第三者車両の左ハンドル部分等が審査請求人車両のエンジンカバー、エンジンプレート及びヒートガード部分等に接触し、審査請求人車両の各部品に損傷が生じたというものであ

る。

本件事故後、審査請求人は相手方に対して修理見積書を送付し、修理費用の賠償を求めたが、相手方は「高額である」などとして支払いを一切拒絶するのみならず、原付バイクが接触した事実や本件事故とオートバイの損傷との因果関係自体を争う態度を示すようになり、謝罪すらしないまま現在に至っている。

本件事案の解決には、本件事故と相手方とを結び付ける客観資料の入手や加害者の特定、事故関係者である第三者への事情聴取やその証拠化等の作業が不可欠であるところ、審査請求に係る処分の中の非開示部分には、これらの作業の前提となる人定等の情報が記載されている。

したがって、かかる非開示部分は、「審査請求人の財産（相手方に対する損害賠償請求権行使）を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（条例16条2号ただし書口）に該当するため、開示されるべきである。

よって、かかる非開示部分の情報を非公開とした処分は違法、不当であり、公開を求める。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

（1）非開示部分及び理由

ア 警察職員の「氏名」及び「印影」

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当する。

また、開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号にも該当する。

イ 『処理てん末状況』の「人定」欄の住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号、車両番号

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当する。

また、審査請求人が開示を求める必要性和開示請求者以外の個人の権利利益保護の必要性について比較衡量しても、明確に前者が後者を上回るとは認められないため、同号ただし書口に該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年11月 1日	諮問
平成29年 2月24日	新規概要説明（第111回第三部会）
平成29年 2月27日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 6月 5日	審議（第112回第三部会）
平成29年 6月27日	実施機関から説明聴取（第113回第三部会）
平成29年 7月25日	審議（第114回第三部会）
平成29年 8月29日	審議（第115回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、

「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「『事件内容及び犯人人相等』」、「『訴出人等』」、「『処理てん末状況』」等の欄から構成されている。

これらのうち、『処理てん末状況』欄は、警察署の無線指令者が、事案の処理に当たった警察官からの報告に基づき、事案の概要や処理てん末、関係者の氏名・住所等の人定情報を記載することになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が行った110番通報に関して作成された「110番処理簿（〇〇警察署、平成28年〇月〇日、整理番号〇〇〇〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、警察職員の「氏名」及び「印影」は条例16条2号及び4号に該当し、また、『処理てん末状況』の「人定」欄の一部は条例16条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書において、本件対象保有個人情報のうち『処理てん末状況』の「人定」欄中非開示とした部分（以下「本件非開示情報」という。）について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報の条例16条2号該当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である

ときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報を見分したところ、非開示とされた部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、条例16条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

本件非開示情報は、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハには該当しない。

審査請求人は審査請求書において、本件非開示情報には、相手方に対する損害賠償請求のための作業の前提となる人定情報等が記載されており、当該情報は審査請求人の財産（相手方に対する損害賠償請求権）を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であり、条例16条2号ただし書ロに該当し、開示されるべきである旨主張している。

この点について審査会で検討したところ、本件非開示情報を開示することにより、本件事案の事実関係や審査請求人車両の損傷についての因果関係が明らかになるものではなく、審査請求人の財産を保護するため、開示することが必要であるとするほどの特段の事情があるとまでは認められない。したがって、本件非開示情報は同号ただし書ロには該当しない。

以上のことから、本件非開示情報は条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋